

1 大腸がんと診断され、人工肛門の管理を行いながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

Aさん	治療の状況		企業の状況		
	がん種	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
50代 男性	大腸がん	手術 薬物療法	中小企業	正社員 (情報サービス業 営業職)	嘱託産業医 保健師 各1名

(1) 事例の概要

ア 基本情報

Aさんは、情報サービス業の中小企業において営業課長（正社員）として勤務する50代男性である。

週5日勤務であり、所定労働時間は8時30分～17時30分（休憩1時間）の8時間であるが、ほぼ毎日残業がある。管理職として部下20名程のマネジメントを行うほか、自身も営業で客先に出向くことが多く、遠隔地（国内・国外）への出張も日常的にある。

会社には産業医が1名選任されており、産業医は月1回、会社に来訪する。その他、会社には常勤保健師が1名おり、日常的な健康相談に対応している。

イ 両立支援を行うに至った経緯

Aさんががん検診を受けたところ、大腸がんが見つかった。手術が必要であったため、Aさんは職場の上司に相談し、しばらく休職して手術を受け、無事退院した。手術では肛門に近い大腸の一部（直腸）を切除したことから、人工肛門を造設した。退院後は、病院に定期的に通院しながら約半年間、飲み薬での薬物療法（抗がん剤治療）を行うこととなっていた。

薬物療法開始から約4か月が経過した頃、主治医からAさんに対し、体調も落ち着き、人工肛門の管理にも慣れてきたことから、そろそろ復職しても大丈夫だろうとの声かけがあった。Aさん自身もできれば早く仕事に戻りたいと考えていたため、上司に復職について相談することにした。

相談を受けた上司は、復職後すぐに営業を含めた元の業務ができるのかどうか分からなかったため、産業医も交えて復職後の働き方について検討することとした。

(2) 様式例の記載例

ア 勤務情報提供書 【労働者・事業者において作成】

A さん、人事、上司、産業医とで復職後の働き方について話し合った結果、A さん自身の希望もあり、元の営業職での復帰を長期的な目標にしつつ、復職後しばらくは治療の内容や体調を考慮し、外勤や出張、残業は避け、デスクワーク中心の業務とすることとした。また、利用可能な休暇制度・勤務制度についても確認した。

日常的な体調や健康管理に関する注意点や、業務調整を行うために必要な今後の見通し(当面の通院スケジュール、営業職として元の業務内容が可能となるおおよその時期など)に関しては主治医に確認する必要があるため、勤務情報提供書を通じて主治医に意見を求めることとした。

イ 主治医意見書 【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、A さんに通勤や仕事の内容、復職に向けて悩んでいることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

薬物療法に伴う副作用や、人工肛門の管理に伴い配慮が望ましい事項について、その理由や配慮が必要な時期の目安とともに明記した。元の業務内容への復帰について質問があったため、治療スケジュールを勘案して現時点の主治医としての見解を記載した。

ウ 職場復帰支援プラン 【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度 A さん、人事、上司、産業医とで話し合った結果、主治医の意見を勘案し時差出勤を適用することとした。また、最初の1～2か月は、身体的負荷の軽減のため、時差出勤・短時間勤務とした。元の業務内容への復帰は薬物療法が終了し、体調が落ち着いてから再度検討することとし、プランを作成した。

プランは経過に応じて見直しが必要になることから、産業医の来社日に合わせて月1回面談し、就労状況について確認することとした。また、人工肛門の管理など、日常的な相談に対しては保健師が対応することとした。

(3) その他留意事項

大腸がんの手術後は、人工肛門の造設の有無に関わらず、下痢等の消化器症状が長く残る場合があり、職場環境や業務内容の調整が必要となる点がある点に留意が必要である。

勤務情報を主治医に提供する際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

医療機関が確認する際のポイント

・どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認

・通院スケジュールを勘案して、通院は有給休暇で対応可能であることを労働者と確認
・通院にはかなりの時間を要するため、主治医意見書で事業者への情報提供が必要と判断

・記載されている復職後の働き方について、問題がないか確認
・**特に意見を求められている点について確認**
・外勤や出張業務への復帰時期に関しては、「職務内容」等の内容から、薬物療法中は難しいと判断。復帰時期としては薬物療法終了後、さらに副作用の心配がなくなってからが妥当ではないかと予想

・労働者本人の同意が得られている内容かどうか確認
・記載内容を踏まえながら、労働者に要望や不安の有無等について確認

〇〇〇〇病院 〇〇〇〇 先生

今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	〇〇〇〇	生年月日	〇〇〇〇年〇月〇日
住所	〇〇県〇〇市〇〇区		
職 種	営業職 課長		
職務内容	営業職として、客先での打ち合わせや商談のため、近地外勤（都内）や遠隔地出張（国内・海外）が日常的にある。そのほか、PC 作業（資料作成等）や部下約 20 名のマネジメント等のデスクワークにも取り組む必要がある。 ☐ 体を使う作業（重作業） ☐ 体を使う作業（軽作業） ☐ 長時間立位 ☐ 暑熱場所での作業 ☐ 寒冷場所での作業 ☐ 高所作業 ☐ 車の運転 ☐ 機械の運転・操作 ☒ 対人業務 ☒ 遠隔地出張（国内） ☒ 海外出張 ☐ 単身赴任		
勤務形態	☒ 常昼勤務 ☐ 二交替勤務 ☐ 三交替勤務 ☐ その他（ ）		
勤務時間	8 時 30 分 ～ 17 時 30 分（休憩 1 時間。週 5 日勤務。） ※定時退社は稀であり、月 1～2 回の休日出勤がある。 ※営業職のため、顧客優先で休憩などは柔軟に取りづらい。 ※月数回は遠隔地出張が入り、不規則な生活になることがある。		
通勤方法 通勤時間	徒歩・公共交通機関（着座不可能）にて通勤、片道 75 分		
休業可能期間	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日まで ※給与支給なし。ただし傷病手当金の支給あり。		
有給休暇日数	残 15 日間 ※業務調整によりある程度計画的に休暇は取得可能 次回付与予定日（付与日数） 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（〇日）		
その他 特記事項	復職後は、体調優先でデスクワーク（残業・休日出勤なし）が中心となる予定。体調や健康管理のため必要な配慮、注意点があれば教えていただきたい。通院時間確保のため、当面の通院のスケジュールを教えていただきたい。今後の見通しとして、従来の外勤や出張業務に戻せるとすれば、治療との関係では、いつ頃戻すのが良いか、ご意見を頂きたい。		
利用可能な 制度	☐ 時間単位の年次有給休暇 ☒ 傷病休暇・病気休暇 ☒ 時差出勤制度 ☒ 短時間勤務制度 ☒ 在宅勤務（テレワーク） ☐ 試し出勤制度 ☐ その他（ ）		
上記内容を確認しました。 〇〇〇〇年 5 月 8 日 （本人署名） 〇〇〇〇			
〇〇〇〇年 5 月 8 日 株式会社 〇〇〇〇 担当：〇〇〇〇〇 連絡先：〇〇〇〇〇			

事業者が作成する際のポイント

・情報の提供・活用目的の明記が必要

・いずれは元の業務内容に復帰することを念頭に、具体的に仕事の内容を記載
・元の業務内容への復帰が可能な時期を主治医に尋ねるにあたって、仕事の負荷が分かるよう、外勤や出張があること、休憩が取りづらいことなどについて情報を記載

・通院には有給休暇の利用で対応する予定であり、計画的に取得可能であることを確認し、記載

・労働者本人と話し合い、現時点で想定している復職後の働き方について記載し、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について明記**
・業務調整のために、治療の今後の見通しについて質問

・体調不良時には在宅勤務の活用も視野に入れているため、チェック

・労働者本人の同意を得たことを明記

・主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

職場復帰可否等について主治医の意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

医療機関が作成する際のポイント

- ・勤務情報提供書に記載されていた復職後の働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、復職についての検討が可能かどうか意見を記載
- ・元の業務内容への復帰の目途について質問があったため、治療予定も踏まえ、現時点の見解を記載

- ・勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載
- ・事業者から質問のあった、体調や健康管理のため必要な配慮や留意点について、具体的に記載。
- ・出張があるとのことから、4）において、外勤・出張が可能な時期の目安を記載

- ・措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- ・主治医意見書の措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求めるべき時期の目安になる

患者氏名	〇〇〇〇	生年月日	〇〇〇〇年〇月〇日
住所	〇〇県〇〇市〇〇区		

復職に関する意見	☐ 復職可 ☒ 条件付き可 ☐ 現時点で不可（休業：～ 年 月 日） 意見：術後経過は順調で人工肛門の扱いにも患者さんは慣れてきています。現在、術後の薬物療法を経口抗がん薬にて施行中で、7月17日で抗がん剤投与は終了予定です。現時点でもデスクワークに限定した復職は可能です。ご本人も希望なさっている外勤・出張業務への復帰は、薬物療法が終了し、さらに副作用の心配がなくなってから可能と考えます。おそらくは2～3か月後には可能と予想しています。
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	1）薬物療法施行中は、免疫力低下の懸念から人混みを避けたい点、また抗がん剤による下痢などの人工肛門トラブルが通勤中に発生し、駅のトイレなどにて対応せねばならない可能性もあり、通勤ラッシュを避けた時差通勤が望ましいです。 2）抗がん剤の副作用による、手や足のしびれや痛みなどの症状の予防のために、頻繁に手足に予防薬（軟膏・クリーム）の塗布を行う必要がありますので、その時間を確保して下さい。 3）突然の悪寒や発熱等は抗がん剤の副作用の可能性がありますので、勤務中であっても当院医師に連絡できるようにしていただき、担当医との相談の結果では、場合によっては当院を緊急に受診していただくこともあります。 4）抗がん剤治療中は外勤・出張は避けていただき、副作用の心配がなくなってからご検討いただくようご配慮ください。
その他配慮事項	3週間に一度の通院が必要です。同日施行の検査やその結果説明、人工肛門の管理のための外来も同時に受診する必要もあり、1度の通院は午前一番の受診でも午後3時頃まではかかります。 人工肛門の自己管理を行う場所（オストメイト対応トイレなど）の確保をお願いいたします。
上記の措置期間	〇〇〇〇年6月5日 ～ 〇〇〇〇年8月31日

上記内容を確認しました。
〇〇〇〇年6月5日 （本人署名） 〇〇〇〇

上記のとおり、職場復帰の可否等に関する意見を提出します。

〇〇〇〇年6月5日 （主治医署名） 〇〇〇〇

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- ・現在想定しているデスクワークでの復職について、問題がない旨確認
- ・2～3か月後には元の業務内容へ復帰することを目標として、プラン作成を検討

- ・主治医への質問事項に対する回答を確認
- ・「業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと」のうち2）と3）は対応必須であり、1）と4）は対応方法について労働者や職場との調整により対応する内容であると判断
- ・「その他配慮事項」の記載から、通院日は1日単位での有給休暇により対応することを想定。多目的トイレ（オストメイト対応）については社内に既にあり、使用できることを確認

- ・9月以降については改めて労働者に状況を確認し、必要に応じて主治医意見書を求めることを念頭にプラン作成を検討

- ・ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

職場復帰支援プランの記載例

事業者が作成する際のポイント

作成日： 〇〇〇〇年6月10日

従業員氏名	〇〇〇〇	生年月日	性別
		〇〇〇〇年〇月〇日	男・女
所属	営業部	従業員番号	XXXXXX
治療・投薬等の状況、今後の予定	・主治医意見書からは術後経過良好であり、体力の回復も十分であることから、〇〇〇〇年6月17日より復職とする。 ・復職後も3週間に1回（月曜日）は外来受診し、薬物療法や経過観察を受ける予定。（有給休暇にて対応予定） ・産業医の来社日に合わせ、月1回は、本人・人事・上司で、健康状態や業務遂行状況の確認を行い、課題があれば、調整を行う。 ・薬物療法が終了し体調が落ち着き、また、職業生活での人工肛門管理にも慣れた時点で、今後の担当業務（外勤・出張を伴う営業に戻るかどうか等）やキャリアプランについて本人・人事・上司・産業医で改めて協議する。		
期間	勤務時間	就業上の措置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
1～2か月目	9：30～16：00 時差出勤 短時間勤務	・薬物療法中は、身体的過負荷を軽減し、通勤ラッシュ時の風邪等の感染を避けるため、当面、時差出勤、短時間勤務とし、毎月の産業医面談で状況確認や見直しを行う。 ・副作用による一時的な体調不良の際は、在宅勤務も認める。通院日は有給休暇で対処する。 ・少なくとも薬物療法が終わるまでは、残業なしのデスクワーク（出張禁止）とする。	・3週間に1回通院 ・薬物療法は、〇〇〇〇年7月17日の投与をもって全コース終了予定
3か月目	時間外勤務禁止 （時差出勤可）	・今後の担当業務について、関係者で協議。（元の業務内容への復帰について検討）	・主治医の方針に従い通院
4か月目	通常勤務 （時差出勤可）	・1～2か月毎に産業医面談で就労状況確認。	・主治医の方針に従い通院
業務内容	デスクワーク（営業支援、部下のマネジメント）		
その他就業上の配慮事項	・職場において、人工肛門の管理や副作用対策（クリームの塗布等）のために必要な時間確保が必要。 ・不調時は、通院先と連絡を取り合い、必要があれば、迅速に受診させること。 ・総務部門は、既存の多目的トイレに不備がないか状況を確認し、そのほか・職場環境面で当該者の人工肛門の管理に不都合があれば、相談に乗ること。		
その他	・社内外の業務関係者への個人情報（大腸がん罹患や人工肛門造設等）開示に関しては、原則、本人に委ねる。 ・産業医の勤務日以外でも保健師が日常的な健康相談に対応可能。		

上記内容について確認しました。

〇〇〇〇年6月10日（本人） 〇〇〇〇
〇〇〇〇年6月10日（所属長） 〇〇〇〇
〇〇〇〇年6月10日（人事部） 〇〇〇〇
〇〇〇〇年6月10日（産業医） 〇〇〇〇

- ・主治医、産業医の意見を勘案し、労働者本人との話し合いも踏まえ、職場復帰支援プランを作成
- ・主治医意見書を踏まえ、元の業務内容への復帰は薬物療法が終了して体調が落ち着いた後、関係者で協議し検討する

- ・主治医の意見に従い、薬物療法中は通勤ラッシュを避けるため時差出勤とし、1～2か月は身体的負荷軽減のために短時間勤務も適用
- ・3か月目には薬物療法が終わることから、体調を確認しつつ元の業務内容への復帰について検討する旨、計画
- ・その後は定期的に産業医面談により問題がないかどうか確認する予定を記載

- ・主治医の意見を勘案し、人工肛門の管理や副作用の対応について記載
- ・特定の関与がある場合は、その役割について記載

- ・労働者本人との話し合いの結果、個人情報の開示に関しては労働者本人の判断に委ねることとしたため、その旨記載

- ・関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名